

2022年12月20日 全10頁

# 金融審議会・顧客本位タスクフォース中間報告 新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論

## 投資助言葉の登録要件緩和と金融経済教育の推進機構の新設へ

金融調査部 研究員 森 駿介  
研究員 斎藤 航

### [要約]

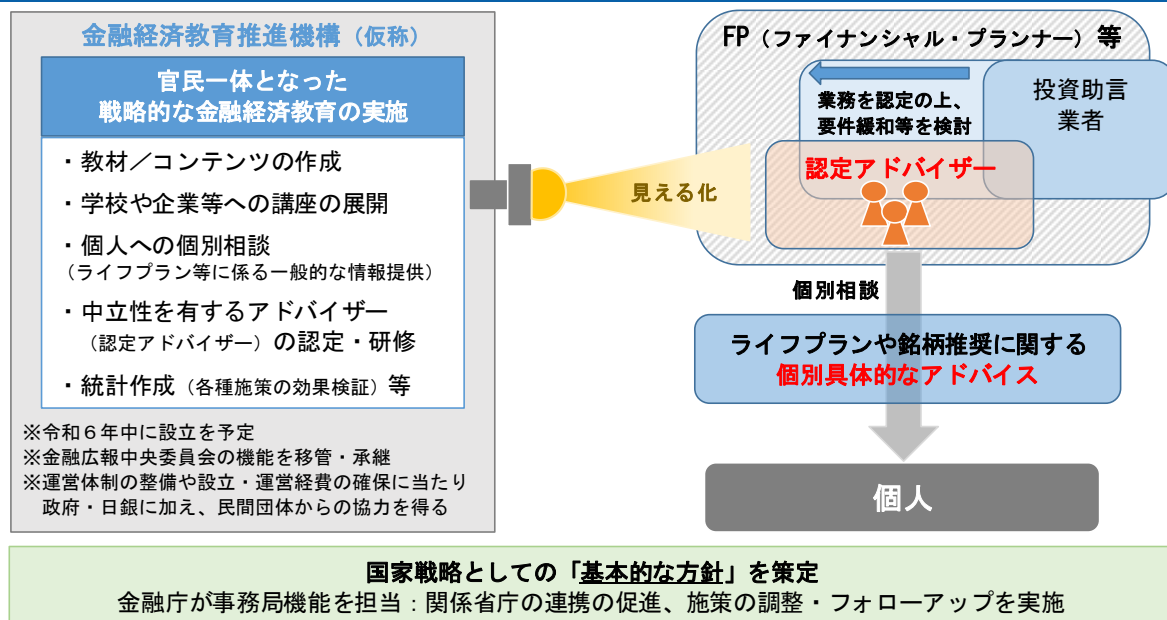
- 2022年12月9日、金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に設置された顧客本位タスクフォースの中間報告が公表された。盛り込まれた提言のうち、本稿では、相互に関連の深い「中立性を有するアドバイザー」と「金融リテラシーの向上」について、提言された内容や今後の注目点などについて整理する。
- 中立性を有するアドバイザーに関しては、①金融商品を販売する金融事業を兼業していないことや、②顧客からのみ報酬を得ていること、といった基準を満たすアドバイザーを認定し、リスト化することで、一定の中立性を有するアドバイザーをわかりやすく公表することが提言されている。また、こうしたアドバイス・サービスの立ち上がりの支援や、投資助言葉の登録要件の緩和などについても提起されている。今後は、アドバイザーの認定基準などをどのように具体化していくかについての議論が注目される。
- 金融リテラシーの向上に関しては、金融経済教育を推進する新機構の設立、企業等における職域での取組みなどが提言されている。また、海外の事例に倣い、資産形成に関する施策について政府が「基本的な方針」を策定することも予定されている。具体化が予想される、各ステークホルダーの適切な役割分担の内容は今後の注目点の一つだろう。

## 1. はじめに

日本の家計金融資産をみると、ほぼ半分が現金・預金で占められていることもあり、欧米諸国に比べて金融資産残高の増加ペースが遅い。家計の金融資産所得の拡大に向けては、株式や投資信託といった期待リターンの高い有価証券への投資を促す必要がある。この問題意識のもと、家計の安定的な資産形成実現に当たっての具体策を検討するため、市場制度ワーキング・グループの下に顧客本位タスクフォース（以下、「顧客本位 TF」）が設置され、議論がなされてきた。

2022年12月9日に公表された顧客本位 TF の中間報告（以下、「中間報告」）では、主に①顧客の最善の利益を図るべきことを広く金融事業者一般に共通する義務として定める、②利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化、③デジタル技術の情報提供への活用、④中立性を有するアドバイザー（認定アドバイザー（顧客の立場に立ったアドバイザー））の普及、⑤資産運用業におけるプロダクトガバナンスの確保、⑥金融リテラシーの向上、といった提言が盛り込まれた<sup>1</sup>。この中でも、関連性が強い「中立性を有するアドバイザー（本稿2章）」と「金融リテラシーの向上（本稿3章）」について、本稿では中間報告の主な提言や指摘に加えて、11月28日に内閣官房の新しい資本主義実現会議が決定した「資産所得倍増プラン」のうち、関連する内容を紹介しつつ、今後の動きや注目点について論じる（④・⑥の概要について、図表1参照）。

図表1 中間報告の概要（認定アドバイザー・金融リテラシーの向上等）



（筆者注）鈴木金融担当大臣「説明資料」（令和4年11月25日、内閣官房 第3回資産所得倍増分科会配布資料 資料2）をもとに、「資産所得倍増プラン」や中間報告の内容・表現に合わせて一部加筆・修正している。（出所）顧客本位 TF「中間報告」（2022年12月9日）、鈴木金融担当大臣「説明資料」（令和4年11月25日、内閣官房 第3回資産所得倍増分科会配布資料 資料2）より大和総研作成

<sup>1</sup> 詳細は、横山淳・森駿介・斎藤航・矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォースの中間報告」、大和総研レポート（2022年12月14日付）参照。

## 2. 中立性を有するアドバイザー

### (1) 中立性を有するアドバイザーが必要とされた背景

我が国においては、金融資産所得は富裕層に偏っていることに加え、現役期の中間層で有価証券を保有する世帯が少ないのが現状である<sup>2</sup>。有価証券投資を行わない背景としては、投資への知識不足や不安が挙げられる<sup>3</sup>。こうした投資への知識不足や不安の払拭に向けては、主に二つの方法が考えられる。一つは、投資を行う本人の知識を向上させるための金融経済教育を推進する方法である（本稿3章参照）。もう一つは、知識不足の補完や不安の解消のため、アドバイザーが投資の助言をする方法である。

後者のアドバイザーについては、金融商品を販売する金融事業者などのアドバイスを活用することも有益であると考えられる。一方で、中間報告では、「特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる」と指摘している。そこで、様々な形で良質なアドバイスが広く提供されるための方策の一つとして、家計が、金融事業者などのアドバイスに加えて、バイアスの少ないアドバイスを受けたいときのために、一定の中立性を有するアドバイザーを認定し、普及させる制度に関する議論が顧客本位 TF で行われてきた。

### (2) 中間報告・資産所得倍増プランの主な内容

中立性を有するアドバイザーに関する資産所得倍増プラン・中間報告での記述をまとめたのが図表2である。資産所得倍増プランは11月28日、中間報告は12月9日にまとめられている。資産所得倍増プランにはなかった記述として、中間報告では中立性を有するアドバイザー（認定アドバイザー）の具体的な認定要件を例示している。また、資産所得倍増プランでは職域における認定アドバイザーの活用について述べられているのに対し、中間報告では、認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性についての言及があった。

図表2 中立性を有するアドバイザーに関する中間報告、資産所得倍増プランでの記述まとめ

事項	概要
中立性を有するアドバイザーの見える化	<p>○金融経済教育を推進する中立的な常設組織（金融経済教育推進機構（仮称）、令和6年中に設立予定）が以下の基準等を設定し、基準に該当するアドバイザー（認定アドバイザー）をリスト化・公表することが考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. アドバイザーが金融商品を販売する金融事業を兼業しておらず、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能か</li> <li>ii. 金融商品の組成・販売会社からの手数料等を受け取らず、報酬は顧客からのみ得ているか</li> </ul>

<sup>2</sup> 是枝俊悟・藤原翼「[NISAの抜本的拡充による中間層の資産所得向上効果の試算](#)」、大和総研レポート（2022年8月24日付）。

<sup>3</sup> 金融庁の調査によれば、投資未経験者が投資を行わない理由として、「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」がそれぞれ2番目、3番目に多い理由となっている（金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（令和3年6月30日））。

認定アドバイザーのアドバイス・サービスの立ち上がりの支援	<p>○金融経済教育の実施にあたり、認定アドバイザーの積極的な参加を促していく</p> <p>○認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性を検討すべき</p>
認定アドバイザーに対する投資助言葉の登録要件の緩和	○個別商品に関するアドバイスを受けられるようにするため、助言対象を例えばつみたて NISA や iDeCo に絞った投資助言葉について、登録要件の緩和を検討していくべき
職域における認定アドバイザーの活用	<p>○従業員が認定アドバイザーを活用する場合に企業から従業員に対して助成を行うことを後押しする</p> <p>○企業内に設置される従業員向け資産形成の相談の場において、認定アドバイザーを積極的に活用することを促す</p>

(注) 太字が、中間報告のみに見られる記述。

(出所) 顧客本位 TF「中間報告」(2022年12月9日)、内閣官房・新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」(2022年11月28日)より大和総研作成

以上をまとめると、金融経済教育を推進する中立的な常設組織（金融経済教育推進機構（仮称）、令和6年中に設立予定<sup>4</sup>）が、金融商品の組成・販売会社から中立性を有するなどの基準を満たしたアドバイザーを認定し、そのリストを公表することによって、その基準を満たしたアドバイザー（認定アドバイザー）を国民にわかりやすく示し、必要な場合に認定アドバイザーのアドバイスを受けやすくすることを目指すものであるといえる。

さらに、顧客が個別商品に関するアドバイスを受けられる機会を拡大する観点から、認定アドバイザーについては、例えば、つみたて NISA や iDeCo に限っては投資助言葉の登録要件の緩和を検討する、としている。我が国では、次ページ図表3のようにアドバイザーが分類できるが、例えば、家計の資産設計等についてアドバイスを行うファイナンシャル・プランナー（FP）は、有価証券の具体的な銘柄名に言及して顧客にアドバイスすることができず、具体的な銘柄名に言及するためには、投資助言葉の登録を受けることが必要な仕組みとなっている<sup>5</sup>。この登録要件を緩和することにより、比較的リスクの低い金融商品である、つみたて NISA や iDeCo における投資対象について具体的にどの銘柄が顧客にとってよいのかといったアドバイスを提供しやすくなることが期待される。従って、認定アドバイザーは、助言対象として投資初心者を意識している制度であるといえるだろう。

一方、「これまでの我が国における金融ビジネスの慣行や家計のアドバイス・サービスの利用状況を踏まえれば、認定アドバイザーが行うアドバイスが持続可能なビジネスとして成立させていくことには困難が伴うとの指摘」もある。そこで、認定アドバイザーを職域などの金融経済教育に活用するほか、認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性を検討することにより、認定アドバイザーのアドバイス・サービスの立ち上がりを支援していくとしている。

<sup>4</sup> 資産所得倍増プランによる。

<sup>5</sup> なお、中間報告では、「アドバイザーをリスト化するに当たっては、投資助言葉の登録の有無は問わないこととするのが適当であると考えられる」としている。また、「CFPや1級ファイナンシャル・プランニング技能士など相応の資格保有者や実務経験のある者が望ましい」といった意見が顧客本位 TF であったと脚注で書いているのみで、中間報告の本文では、特定の資格保有者などに限定した記述とはなっていない。

なお、「中立性を有するアドバイザー」あるいはその基準を認定されたという意味での「認定アドバイザー」という用語以外にも、中間報告では、「顧客の立場に立ったアドバイザー」という用語も用いられている。金融商品の組成・販売会社から中立的である、というよりも、顧客の立場に立った家計の全体最適を考えて行われるアドバイスができる者を増やすことを念頭に置くべき旨の顧客本位 TF における委員の発言を反映したものである。

図表 3 日本におけるアドバイザーの分類

	第一種金商業者	投資助言・代理業者	金融商品仲介業者	ファイナンシャル・プランナー (FP)
業登録	あり(金商法)			なし
アドバイスの位置付け	個別の有価証券の販売・勧誘に付随して、無償で助言を行う。	顧客の投資判断等に関する助言を有償で行う。(有価証券の具体的な銘柄名にも言及可)	証券会社等の委託を受けて、個別の有価証券の販売の媒介を行っている。勧誘に伴ってアドバイスをしている業者もある。	一般的に、顧客のライフプラン等に合わせた貯蓄、投資、保険、相続・事業承継等についての助言を有償で行っている。(有価証券の具体的な銘柄名には言及不可)
アドバイザー(個人)の資格	販売にあたり、外務員登録が必要	不要	販売の媒介に当たり、外務員登録が必要	FP技能検定(国家資格) 日本FP協会認定資格(民間資格) ※FP技能士を名乗るためには資格が必要
顧客から受領する報酬等	顧客から(助言の対価ではなく)販売手数料等を受け取る。	顧客から助言の対価として報酬を受け取る。	所属先の証券会社等経由で、顧客から(助言の対価ではなく)手数料等を受け取る。	契約内容に基づき、顧客から報酬を受け取る。(利益相反構造については、個々の契約次第)
数	308業者 (2022年8月末現在)	999業者 (2022年8月末現在)	789業者(うち法人は660) (2022年8月末現在)	・FP協会認定 AFP: 162,217名 CFP: 25,172名 (2022年10月時点)  ※FPのみ法人数ではなくアドバイザー数を記載

(注1)表中の数は、金融庁「金融商品取引業者登録一覧(2022年8月)」、「金融商品仲介業者登録一覧(2022年8月)」、日本FP協会「CFP®認定者・AFP認定者数データ」より引用。

(出所) 第 2 回 金融審議会顧客本位タスクフォース 資料 2 事務局説明資料 (2022 年 10 月 24 日)

### (3) 英国の事例

中間報告や資産所得倍増プランでは、諸外国における仕組みを参考にして、認定アドバイザー制度を作ると述べられている。ここでは、一例として、英国のアドバイザーの現状について簡単に紹介する。

英国では、RDR (Retail Distribution Review、個人向け金融商品販売制度改革) により、手数料の高い金融商品を勧める傾向をなくすため、IFA (独立金融アドバイザー) が顧客以外から報酬を得ることを 2013 年から原則禁止した。これにより、運用会社・保険会社からのコミッション (委託手数料) がなくなり、アドバイザーの主な収入源が顧客からのフィー (報酬) になったことから、高い報酬を得られる大口顧客・富裕層へのサービス提供にアドバイザーが注力する結果となった。そのため、小口顧客や若年層が支払いたい金額でアドバイスを受けられないアドバイスギャップという問題が生じるようになった<sup>6</sup>。中間報告では、脚注でこうした英国で生じた問題にも触れている (こうしたことも受け、中間報告では図表 2 にあるように、認定アドバイザーのアドバイス・サービスの立ち上がりの支援が盛り込まれている)。

<sup>6</sup> FCA が 2022 年に行った Financial Lives Survey によれば、英国では投資を行う意欲はあるものの、1 万ポンド以上の投資可能な資産のほとんどもしくは全てを現預金で保有する個人が約 420 万人となっている。

なお、英国でも、FCA(Financial Conduct Authority、金融行為規制機構)が株式ISA(Individual Savings Account、個人貯蓄口座)<sup>7</sup>に対象商品を絞った簡易なアドバイスのみを提供するアドバイザーについては、①既存の資格要件を引き下げ、②既存の適合性の義務の要件の再構築(顧客を知る義務(KYC)の一部緩和)、③手数料体系の柔軟化(分割での手数料支払い)といった形で、安価で容易にアドバイスにアクセスできるよう規制を緩和する案を出しており、今後の動向が注目される。

また、英国では資産運用に関する助言・情報提供について、「アドバイス」と「ガイダンス」という分類がなされている<sup>8</sup>。アドバイスとは、消費者個人の状況や金銭的な目標に基づいて特定の商品を提案することである。一方、ガイダンスは、アドバイスよりもはるかに広い意味を持つ用語であり、金融商品についてのより一般的な情報を含む。つまり、ガイダンスは、どの商品を購入すべきかなどの助言はなく、アドバイスを求める前に選択肢を絞り込むのに役立つサービスである。アドバイスは有料だが、ガイダンスは基本的に無料といった違いもある。英国では、金融・年金関連の情報・ガイダンス等の提供を行う、The Money and Pensions Service(MaPS)という公共機関が存在する。具体的には、MaPSはチャット・電話・アプリ・オンラインフォームで金融・年金関連のガイダンスを行っている<sup>9</sup>。MaPS自体は個別の金融商品に関するアドバイスは行わず、IFA(独立系ファイナンシャルアドバイザー)や金融機関などに問い合わせるように案内をしている。特に、資産所得倍増プランでは、「英国のMaPSや諸外国における仕組みを参考として、資産形成についての相談が、中立的な者により、気軽に行うことができる仕組みが必要である」としており、今後の我が国の取組みに当たって、特にこうしたMaPSの仕組みも意識されているものと思われる。

#### (4) 今後の展望と課題

中立性を有するアドバイザーの認定や支援を行うことを定めた法案は、次期通常国会に提出される見込みである<sup>10</sup>。ただし、認定アドバイザーの認定基準等に関する大まかな方針が中間報告で示されたものの、具体的な認定基準はどうするのか(例えば、幅広い金融商品を対象としたアドバイスとは具体的にどの程度のものをいうのかなど)、不適切な事業者をどう排除するのか、投資助言葉の緩和をどこまで認めるのか(例えば、「登録要件の緩和を検討する業務の範囲については、企業型DCを含めるべきであるとの意見」が顧客本位TFであったと中間報告の脚注で述べられている)などについては中間報告でも具体的な制度の内容は示されていない。今後の動向が注目されよう。

<sup>7</sup> 日本のNISAのモデルとなった制度である。

<sup>8</sup> Financial Advice Working Group [2017] “Consumer explanations of ‘advice’ and ‘guidance’ .”

<sup>9</sup> ガイダンスは「給付」、「日々の金」、「家族と世話」、「住宅」、「金のトラブル」、「年金と退職」、「貯蓄」、「仕事」の8つの項目について行われる。

<sup>10</sup> 内閣官房 第3回資産所得倍増分科会議事要旨における岸田首相の発言。

### 3. 金融リテラシーの向上

#### (1) 中間報告・資産所得倍増プランの主な内容

国民の安定的な資産形成を図っていくには、本稿 2 章で触れたアドバイザーによるサポートに加えて、金融リテラシー向上とそのための金融経済教育も重要である。これまでも、政府、日銀、各業界団体、民間金融機関など様々な主体が学校や社会人向けに金融経済教育を実施してきた。もともと、課題として、①金融経済教育を受けたと認識する者が約 7%と低水準であり、取組みの全体量は依然として少ない、②教育の実施主体が民間の金融事業者や業界団体であり、社会人を中心とした受け手に抵抗感が存在する、③様々な主体の間で教育の取組み内容が十分調整されておらず、非効率な面がある、といった点が中間報告や資産所得倍増プランで指摘されている。これらを背景に、金融リテラシーの向上に関して様々な提言がなされている（図表 4）。

図表 4 金融リテラシーの向上に関する中間報告、資産所得倍増プランでの記述まとめ

事項	概要
金融経済教育の推進主体の常設化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中立的な立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織として、令和 6 年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立。金融広報中央委員会の機能を移管、承継</li> <li>○金融リテラシー・マップの内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべき</li> </ul>
企業等における職域での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等においてセミナーや個別相談等を行うなど、認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体で取り組むべき</li> <li>○従業員が職場つみたて NISA や従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討</li> <li>○中小企業における職場つみたて NISA・企業型 DC 等の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う</li> <li>○「人的資本可視化指針」も活用し、従業員の資産形成を支援する取組みの積極的な情報開示を企業に促す</li> </ul>
国家戦略の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官民が連携して、国全体として総合的かつ計画的に資産形成支援を推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策ごとの KPI 設定や効果検証を進めるべき</li> <li>○無関心層にも興味を持たせるための工夫も検討すべき</li> <li>○金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に推進すべき</li> </ul>

（注）太字が、中間報告のみに見られる記述。

（出所）顧客本位 TF「中間報告」（2022 年 12 月 9 日）、内閣官房・新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」（2022 年 11 月 28 日）より大和総研作成

まず、「国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織」として、**金融経済教育推進機構（仮称）**を令和 6 年中に新設する方針が示されている。資産所得倍増プランでは、新機構の設立に際して金融広報中央委員会の機能を移管・承継すること、新機構を中心に官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施すること、中立性を有するアドバイザーの認定を行うこと（本稿 2 章参照）

等が新機構の概要として記載されている。

次に、中間報告では、「金融経済教育の機会提供に当たっては、企業等における職域での取り組みが鍵となる」ことが指摘されており、セミナーや個別相談などを、認定アドバイザーを含む官民一体で実施することが提唱されている。その際、中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意する旨も指摘されている。この点、顧客本位 TF の委員等からは、「(iDeCo+といった中小企業やその従業員が使いやすい制度の) 利用促進を金融機関やファイナンシャルプランナーの方々が進められるような仕組みをつくるべきではないか」「中堅中小企業を含めまして、日本全国の企業を個別に回って金融教育の機会をいただくというのは、リソースの制約もごさいます。(中略) 金融教育のeラーニング<sup>11</sup>を職域に展開していくことは、一つの効率的、効果的な方法である」といった旨の意見がなされている<sup>12</sup>。

さらに、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定することが提言されている。資産所得倍増プランによれば、国家戦略策定の際に金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行うことが見込まれる。これに関連して、金融経済教育の推進に当たって、施策ごとの KPI 設定や効果検証も中間報告では提言されている。なお、海外では、国家戦略で数値目標を設定する国・地域が少なくないほか、効果検証を行う上でのツールや資金を提供する事例もあり、具体化に当たって参考になりそうだ<sup>13</sup>。

その他の施策として、中間報告では、①無関心層に興味を持たせるためにゲーム・エンターテインメント要素を盛り込むほか、②健康診断のように身近な場所で、資産管理や資産形成の定期的な検討・見直しの機会が得られる取組みを進める重要性も示された。なお、①については、株式売買のシミュレーション教材やポイント運用サービスが関係団体・民間企業から既に提供されている。②については、いくつかの設問に対するユーザーからの回答をもとに、属性が似ている他のユーザーと比べた消費・貯蓄動向を表示する家計診断ツールも存在する。このようなサービス等の普及やさらなる活用も一案だろう。

## (2) 今後の注目点・課題

今後は、資産所得倍増プランや中間報告での提言を踏まえて、金融経済教育推進機構（仮称）のための法令改正や、国家戦略の策定・公表などを含め、必要な対応が進められるものと思われる。対応策の検討に当たっては、中間報告でも強調されているように、諸外国の先行事例も参照されることが予想される。以下では、「各ステークホルダーの役割分担」「雇用主に向けたアプローチ」の2点について、日本にとって示唆に富むと思われる事例を紹介したい。

<sup>11</sup> 金融経済教育の推進省庁・関係団体で構成される金融経済教育推進会議は、2021年10月に、金融リテラシーに関するeラーニング講座「マネピタ」を民間の無料学習サイトに開講している。

<sup>12</sup> [金融審議会「顧客本位タスクフォース」\(第3回\)議事録](#)参照。

<sup>13</sup> 詳細は、森駿介「[海外の金融経済教育における職域での推進と取組の検証](#)」大和総研レポート(2022年11月24日付)を参照されたい。



## 各ステークホルダーの役割分担

金融経済教育の推進にあたって、中間報告や資産所得倍増プランでは、関係省庁や地方自治体・民間団体といったステークホルダーによる適切な役割分担の重要性が指摘されていた。もっとも、新機構の設立に際して金融広報中央委員会の機能を移管・承継することを除いては、各ステークホルダーの役割は明らかになっていないのが現状と言える。「基本的な方針」やそれに関連した議論の場で、どのような役割分担が示されるか、という点が当座の注目点だろう。

この点について、例えば、カナダの金融消費者庁（FCAC）は、2021～2026年の国家戦略の中で、金融リテラシー向上を推進するステークホルダーを、①金融サービス産業、②コミュニティグループ（金融リテラシー関連団体、NGO、アドボカシー・グループなど）、③政府・規制当局、④その他の主体（アカデミア、地域社会、雇用主・職場など）の4つに整理し、取り組むべき優先課題において期待される各ステークホルダーの役割を明記している<sup>14</sup>。

英国については、MaPSが2022年に公表した、ファイナンシャル・ウェルビーイング実現に向けた具体的な行動計画では、各施策の概要や対象者、達成時期に加えて、取組みの推進にあたってのリーダーや重要な貢献者がどの主体か、ということが明記されている（図表5）。

図表5 金融経済教育等の推進に当たっての役割分担記載例（英・MaPS）

Agenda for change	Activity	Estimated number of people in England positively impacted over the lifetime of the strategy	Summary	Target date	Leadership and key contributors
Nation of Savers	Promote opt-in payroll saving schemes and develop case for alternatives	600k to 900k	Financial services and employers, with MaPS coordination and support, will target a significant increase in voluntary take-up of existing opt-in payroll saving schemes (2021/22) and will trial and build the evidence base for opt-out schemes (2022/23)	2023	Through ongoing field trials to build evidence for opt-in payroll saving schemes, the financial services sector, assisted by MaPS, will promote expansion of such schemes to many more employers. MaPS will also continue to trial new options and innovations for opt-out schemes
	Financial services sector to co-create a savings charter to encourage regular saving	800k to 1.3m	Develop draft of savings charter, test with wider sector and plan launch and combined messaging on the benefits of regular saving	2022	A representative mix of financial services providers to develop the first draft of charter and engage more partners
	Maximise the take-up of Help to Save and ensure consumers understand their savings choices once their account matures	130k to 200k	HMRC, HMT and MaPS to engage employers, social landlords and others to promote Help to Save (to 2023) and encourage ongoing savings in successor accounts (to 2027) while MaPS works with financial services to build the case for a wider choice of commercial reward-based and other prize-linked saving schemes	2023–2027	HMRC administers Help to Save on behalf of HMT. MaPS' role is to engage employers and financial services to encourage take-up and to promote future innovations.
Future Focus	Develop a retirement planning hub incorporating MaPS' pensions dashboard	2m to 3.5m	The vision of the retirement planning hub is to support people with personalised guidance at every stage of their pension journey. Starting in 2021 and working with financial services and others, MaPS will develop content and distribution strategies using a test and learn approach.	2022	MaPS will liaise with government, regulators, financial services companies, trade bodies and employers to increase the reach and impact of the hub
	Implement a mid-life MOT	750k to 1.75m	In 2021 a working group will be convened to start to co-create a simple and accessible mid-life MOT incorporating three guidance pillars of finance, health and work	2022+	Led by DWP and supported by partners including Aviva, Legal & General, Phoenix, the National Careers Service, Public Health England, the Financial Inclusion Centre and the British Chambers of Commerce
	Produce holistic financial wellbeing guidance for later life including specific information for women and diverse ethnic communities	450K to 800k	With the support of others, MaPS will develop a holistic guidance service that covers all aspects of financial wellbeing related to later life. Learnings from this will be used to create an omni-channel guidance proposition that can be delivered through others to reach people where they seek support.	2022+	MaPS will coordinate and work with organisations for such as Age UK and the Centre for Ageing Better, financial services and government agencies to ensure financial guidance in later life meets the specific circumstances of those most in need across the UK

（注）コロナ禍からの回復期（2021～2023年）における各種施策のうち、資産形成に関連する分野（「貯蓄する国民（Nation of Savers）」「未来志向（Future Focus）」）に含まれる施策のみをここでは抜粋。

（出所）MaPS[2022] “UK Strategy for Financial Wellbeing: Delivery Plan for England.” より大和総研作成

<sup>14</sup> FCAC[2021] “Make Change that Counts: National Financial Literacy Strategy 2021-2026.”

## 雇用主に向けたアプローチ

また、中間報告では、職域での金融教育の重要性が指摘されたものの、従業員向けの金融経済教育を実際に企画・実施する雇用主や人事担当者に向けた支援体制については、言及が少なかったように思われる。一方、職域での金融経済教育の課題や優良事例を取りまとめた OECD（経済協力開発機構）「金融教育に関する国際ネットワーク（INFE）」の報告書では、雇用主向け支援の重要性が指摘されている<sup>15</sup>。実際、ウェブポータル等を通じた情報発信・各種サポートを行う取組み、関心が低い層を取り込むためのコミュニケーションや行動経済学の知見活用の提案、職域教育を行う企業等を表彰するようなインセンティブを与える制度など、様々な取組みが海外における金融経済教育の推進団体を中心になされている（図表 6）<sup>16</sup>。今後、策定が予定される国家戦略では、このような雇用主向けの支援についても言及されることを期待したい。

図表 6 海外における雇用主への情報発信・支援の事例

国・地域	推進団体	内容
カナダ	カナダ金融消費者庁 (FCAC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主向けにウェブポータルを通じて情報提供。企業経営に対して従業員の金融ストレスが及ぼす負の影響や金融経済教育がもたらす恩恵を発信。職場での金融経済教育プログラムの設計、開発、実施及び評価方法に関するガイダンス等も掲載。</li> <li>従業員の金融経済教育ニーズ調査のためのテンプレートを雇用主向けに提供。</li> </ul>
英国	Money and Pensions Service (MaPS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブポータルを通じて、職場でのファイナンシャル・ウェルネスを高めるための戦略とヒント、教材を提供。教育プログラム開発のための専門家も派遣。</li> <li>企業のサイトやイントラネットに組み込める、マネー・年金に関する情報コンテンツやシミュレーションツールを無料で提供。</li> <li>従業員の関心度や教育効果の向上のために、行動科学の知見の活用を提唱。</li> </ul>
オランダ	Money Wise	雇用主が経済的困難を経験している従業員を支援し、それらを防止するのに役立つ包括的なウェブポータルを関係官庁等と開発。
香港	投資者・理財教育委員会 (IFEC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主向けのウェブポータルを提供。雇用主にとっての金融経済教育を行うメリットと、従業員の経済的健康を改善する必要性を説明し、金融経済教育を提供して従業員の経済的健康を改善する方法に関する情報とリソースを提供。</li> <li>金融経済教育を推進した企業を奨励する賞を創設することで、職域教育を促進。</li> </ul>

(出所) OECD/INFE[2022]、各種資料より大和総研作成

以 上

## ご参考：大和総研の金融リテラシー関連レポート

- 森駿介「[海外の金融経済教育における職域での推進と取組の検証](#)」、大和総研レポート (2022年11月24日付)
- 佐川あぐり・石橋未来「[人的資本経営に必要なファイナンシャル・ウェルネス](#)」『大和総研調査季報』2022年秋季号 (Vol. 48)、pp. 54-69
- 是枝俊悟・渡辺泰正・金融リテラシーチーム「[国民の資産形成促進のため政府と金融機関がすべきことは何か ～『資産形成のためのリテラシー調査』中間総括～](#)」『大和総研調査季報』2021年新春号 (Vol. 41)

<sup>15</sup> OECD/INFE[2022] “Policy handbook on financial education in the workplace.”

<sup>16</sup> 詳細は、脚注 13 の文献を参照されたい。